

令和4年4月20日

保護者様

中央区立明石小学校
校長 吉川 浩一

荒天、非常災害時の対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、台風や大雪など荒天、地震等の非常災害時は、「中央区立幼稚園・小・中学校における自然災害発生時等に関する対応ガイドライン」に基づき、以下のように対応いたします。よろしくお願いたします。

記

1 大雨および暴風（台風）、大雪の発生における対応

東京23区（中央区）に、特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）及び暴風警報、暴風雪警報（以下、特別警報等）が気象庁より発令されることが予想される、または発令された場合、以下の通り対応することを基準とする。

（1）登校以前の対応について

日	判断時刻	状況	対応	
前日	午後2時	特別警報等の発令が予想される場合	臨時休業または登校時刻繰り下げ	
	午後5時	23区のJR・都営・私鉄・地下鉄各線のいずれかにおいて、計画運休が発表された場合	当日、午前10時までに解除されない場合	臨時休業
			当日、午前10時までに解除される場合	午後登校 ※給食なし
	午後5時以降		※午後5時時点で一時的に判断をするが、それ以降も同様の対応とする。	

※区・学校ホームページ及び、安全安心メールにてお知らせします。

日	判断時刻	状況	対応
当日	午前6時	特別警報等が発令されている場合	自宅待機
		特別警報等が発令されていない場合	通常登校
	午前7時	特別警報等が発令されている場合	臨時休業
		特別警報等が解除されている場合	登校時刻 1～2時間の繰り下げ

※学校ホームページ及び、安全安心メールにてお知らせします。

【裏面に続きます】

(2) 登校以後の対応について

日	判断時刻	状 況	対 応
当 日	在 校 時	特別警報等が発令されている場合	学校待機 ※特別警報等が解除されるまで保護する。 ※保護者による引渡しが可能である場合は、引き渡しを行う。

※学校ホームページ及び、安全安心メールにてお知らせします。

2 地震発生における対応

東京23区（中央区）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下の通り対応することを基準とする。

震度5弱以上の地震 発生時
○在校時に発生した場合、児童を学校に留め置き、保護者の引き渡しとする。 ※引き渡しができない児童については、学校に留め置く。

※必要に応じて安全安心メールにてお知らせをいたしますが、通信機器が利用できない場合もあります。誰がどのような方法でお子様の引き取りを行うのかを平常時から確認し、緊急時に迅速に対応できるようにお願いいたします。

3 その他

- (1) 2次災害を防ぐために、荒天の場合も非常災害の場合も児童を教職員が自宅や親戚宅まで送迎をする対応はしていません。必ず引き取りの保護者等に確認して引き渡すようにしていますので、ご理解をお願いいたします。
- (2) 災害発生時等に明石小学校内に避難所が開設された場合には、授業内容の大幅な変更や登下校時刻の変更、臨時休校など、災害に応じた対応を行います。その場合には玄関または正門に対応内容についてお知らせを掲出いたしますのでご確認ください。
- (3) 「こども安全安心メール」には、必ず登録してくださいませようお願いします。